○国土交通省告示第五百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
九州縦貫自動車道鹿児島線	人吉市七地町字赤池原一三九六番三から同市七地町字曲度一五〇六番一まで	前	最大（メートル）七九 最小（メートル）三二	（メートル）六四六
		後	最大 二〇五 最小 三四	

○国土交通省告示第五百二十九号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

前文中「東海地震、東南海・南海地震、」を「南海トラフ地震、」に、「首都圏直下地震」を「首都直下地震」に、「南海トラフの海溝型巨大地震」を「南海トラフ巨大地震」に改め、「中央防災会議で決定された」を削り、「平成十七年九月」の下に「中央防災会議決定」を加え、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年三月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組む」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進す」に改める。

一の6中「安心して」の下に「耐震診断及び」を、「ともに、耐震診断」の下に「及び耐震改修」を、「建築士」の下に「及び事業者」を加える。

一の9中「べきである」の下に「。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである」を加える。

二の1中「平成二十年」を「平成二十五年」に、「四千九百五十万戸」を「五千二百万戸」に、「千五十万戸（約二十一パーセント）」を「九百万戸（約十八パーセント）」に、「七十九パーセント」を「八十二パーセント」に、「五年間で約百二十万戸」を「十年間で約二百五十万戸」に、「五年間で約三十万戸」を「十年間で約五十五万戸」に、「四十一万棟」を「四十二万棟」に、「八万棟（約二十パーセント）」を「六万棟（約十五パーセント）」に、「八十パーセント」を「八十五パーセント」に改める。

二の2中「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたこと」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標」に改め、「平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とするとともに、住宅については」を削り、「ことを目標とする」の下に「とともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする」を加え、「を九割」を「を九十五パーセント」に、「平成二十年から平成二十七年」を「平成二十五年から平成三十二年」に、「五百五十万戸」を「六百五十万戸」に、「百四十万戸」を「百三十万戸」に改める。

五の1ロ中「のうち、平成二十七年まで」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第一項の規定により、平成二十八年三月四日付けをもって、京浜港における埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　港湾運営会社の商号及び本店の所在地

イ　商号

横浜川崎国際港湾株式会社

ロ　本店の所在地

横浜市中区山下町二番地

二　意見書の処理の経過

意見書の提出なし

三　当該港湾運営会社の指定の理由

1　横浜川崎国際港湾株式会社の埠頭群の運営の事業の内容は、横浜港港湾計画及び川崎港港湾計画に適合するものであると認められる。

2　1のほか、横浜川崎国際港湾株式会社は、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3　横浜川崎国際港湾株式会社は、埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

4　横浜港埠頭株式会社が所有し、横浜川崎国際港湾株式会社が借り受けて運営する埠頭と埠頭群とを一体的に運営することは、埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。

5　以上により、横浜川崎国際港湾株式会社は港湾法第四十三条の十一第一項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を京浜港における埠頭群を運営する者として指定する。

○国土交通省告示第五百三十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とそれぞれみなして適用する同法第四十三条の十九第二項の規定に基づき、平成二十八年三月四日付けをもって、次の者の同法附則第二十項の規定による港湾管理者が川崎市である埠頭群を運営する者としての指定を取り消したので、同法附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とそれぞれみなして適用する同法第四十三条の十九第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　商号

川崎臨港倉庫埠頭株式会社

二　本店の所在地

川崎市川崎区千鳥町七番一号

○環境省告示第二十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第二項の規定に基づき、京都丹波高原国定公園を指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この国定公園の区域を表示した図面は、環境省及び京都府庁に備え付けて供覧する。

平成二十八年三月二十五日

環境大臣　大塚　珠代